

## 答申第211号（諮問第207号）

「平成29年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時に学事法制課・行政対象暴力対策係の〇〇職員が健康福祉部介護高齢課にて業務遂行していたが、介護高齢課でどのような業務を行っていたのか。特に次の事項に関する内容。

- （1）行政対象暴力対策係が介護高齢課で業務を遂行することになった業務命令書または稟議書
- （2）〇〇職員が身に付けていた録音機材の名称と型式
- （3）〇〇職員が録音機材を身に付けていた理由」の公文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県公文書開示審査会  
第二部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年7月18日付けで、「平成29年〇〇月〇〇日（〇）に学事法制課・行政対象暴力対策係の〇〇職員が健康福祉部介護高齢課にて業務遂行していたが、介護高齢課でどのような業務を行っていたのか。特に次の事項に関する内容。

（1）行政対象暴力対策係が介護高齢課で業務を遂行することになった業務命令書または稟議書

（2）〇〇職員が身に付けていた録音機材の名称と型式

（3）〇〇職員が録音機材を身に付けていた理由

の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 開示決定期間の延長

実施機関は、平成29年7月31日、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

開示請求の対象となっている文書に関して、開示・非開示の審査が困難であり、開示決定等に係る事務に時間を要するため。

### 3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月30日に、本件請求に係る公文書について、公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（公文書の存否を明らかにしない理由）

条例第17条該当

請求対象となる文書が存在しているか否かを答えることで、来庁者に関する個人の権利利益を害するおそれ（条例第14条第2号）、公共安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれ（同条第4号）、業務遂行に支障を及ぼすおそれ（同条第6号）があるため。

### 4 審査請求

請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として平成29年9月5日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年10月2日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

#### 6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年10月23日付け反論書を作成し、実施機関に提出した。

#### 7 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成29年12月25日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

### 第3 争点（本件請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定について）

公文書の存否を明らかにしない理由が条例第14条各号に該当するか。

### 第4 争点に対する当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

(1) 隣の会議ブースで密かに来庁者の声の録音や状況の観察を行うこと自体、来庁者に関する個人の権利利害を損なうものであり、個人情報保護には当たらない。当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であることから、群馬県知事はこれを積極的に開示しなければならない。

(2) 請求人は、介護保険法に関する違法行為とその対策について相談しようとして来庁した際に、群馬県知事が来庁者の行為を学事法制課の行政対象暴力対策係に密かに見張らせていた。こうした背景から、もしかして群馬県知事は、本件情報は、犯罪の予防に必要な措置と考えているのであれば、失当である。

請求人にはなんら犯罪行為を行う意図はなく、むしろ介護保険法違反行為の報告と対応策の相談をしようとしたただだからだ。群馬県知事が、本件情報開示により、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるというのであれば、その具体的な根拠を示さなくてはならない。

(3) 介護高齢課にとって、介護保険法違反行為に関する報告と対策の相談のために来庁した県民の話をなぜ行政対象暴力対策係に盗聴させ、監視させることが、当該の業務遂行にどのような支障を及ぼすと考えたのか、その理由を明らかにする必要がある。

学事法制課行政対象暴力対策係にとって、所属職員の身に着けさせている録音機材の名称と型式、そして所属職員に録音機材を身につけなければならない理由は何か、について情報開示するとなぜ当該事務又は事業の適正な遂行にどのような支障を及ぼすおそれがあると考えたのか、その根拠を具体的に示さなければならない。

- (4) 学事法制課行政対象暴力対策係が介護高齢課に報告と相談に来庁した住民の話  
を録音しなければならないのか、そして本件情報がなぜ存否応答拒否となるのか、  
住民個人のプライバシー保護よりも、事務事業情報がなぜ優先にされなければな  
らないのか、など、行政と県民の相互信頼の観点から、群馬県知事は請求人に対  
して分かりやすく説明しなければならない。

## 2 実施機関の主張要旨

- (1) 本件請求は、特定日に介護高齢課において、行政対象暴力対策係が何らかの業  
務を行っていたこと、すなわち、当該日付に介護高齢課を訪れた特定の個人が当  
庁から行政対象暴力対策係の業務の対象として考えられていたことを前提として  
いる。

本件対象公文書の存否を答えることは、本件請求により前提とされた事実の有  
無（以下、「本件存否情報」という。）を明らかにする結果となる。

- (2) 本件存否情報に係る業務は、群馬県行政対象暴力対策要綱に規定していると  
おり「あらゆる行政対象暴力及びこれに準ずる行為に対し、統一的な対応等を定め  
ることにより、行政対象暴力等に適切に対処するとともに、県民及び職員の安全  
と本県施策等の円滑かつ適正な遂行を確保」することを目的としている。

本件存否情報を明らかにすることは、特定の個人がクレームを付けた若しくは  
行政対象暴力行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該個人に対する信用  
や社会的評価を低下させることが予想される等当該個人の名誉や正当な権利を害  
するおそれがあるため条例第14条第2号に該当すると認められる。

- (3) 本件存否情報に係る業務内容は各事案ごとに様々であり、庁舎内における安全  
な環境の確保及び来庁者や職員が抱く不安感を抑制する事態に対処する機会も少  
なくないことから、本件存否情報を明らかにすることで、業務の対応状況が推測  
されることとなり、公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される可能  
性があることから、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることに相  
当の理由があるため、条例第14条第4号に該当すると認められる。

- (4) 本件存否情報を明らかにすることで、業務の対応状況が推測されることとなり、  
それに対する法令違反行為または法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を  
助長したりする可能性があることから、当該業務の適正な遂行に支障が生じるお  
それがあるため、条例第14条第6号に該当すると認められる。

## 第5 審査会の判断

本件請求に対し、実施機関は本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例  
第14条各号の非開示情報を開示することとなるとして、条例第17条の規定に基  
づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。これに対し請  
求人は、原処分を不服とし、その取消しを求めることから、以下、本件処分の妥当  
性について検討する。

### 1 争点（条例第14条第6号該当性について）

- (1) 本件請求の内容は、特定日に介護高齢課において行政対象暴力対策係の特定の職員が何らかの業務を行っていたことが前提となっており、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定日に介護高齢課において行政対象暴力対策係の特定の職員が何らかの業務を行っていたという事実の有無に係る情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) 当該情報を開示することにより、行政対象暴力対策係がどのような人物を対象にどのような場合に業務を行っているか推測されることとなり、今後の当該業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第14条第6号に該当する。
- (3) したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、条例第14条第6号の非開示情報を開示することとなるため、条例第17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

## 2 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、条例第14条第6号で定める非開示情報である本件存否情報が明らかになると認められるので、同条の他の号への該当性について判断するまでもなく、実施機関が行った決定は妥当であると判断した。

## 3 結論

以上より、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の結論を左右するものではない。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年12月25日	諮問
平成30年 1月30日 (第66回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 2月19日 (第67回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
平成30年 3月15日 (第68回 第二部会)	審議
平成30年 5月25日	審議

(第69回 第二部会)	
平成30年10月10日 (第72回 第二部会)	審議
平成30年12月28日	答申